

難病患者の支援について協議する場の設置

【難病対策のめざす姿】

難病患者及び慢性疾患児童等が、住み慣れた地域において安心して暮らすことができる

【協議の目的】

患者等の支援を行う機関の連携が進み、患者のニーズに応じたサービスが効果的に提供される

患者・家族ニーズに対して、各機関が果たせる役割が明確となる

患者・家族のニーズが明確になる

道の難病施策へ反映

地域の難病患者支援に反映

北海道難病対策協議会

(慢性疾患児童等地域支援協議会※)

北海道の各圏域における難病患者や慢性疾患児童等を支援するための課題や取組状況を集約し、道の施策に反映させる。

- 実態調査等の企画検討
- 各機関・団体の役割分担の検討
- モデル事業等の企画検討 等

構成員(設置主体:道地域保健課)
患者、家族、医療、福祉、教育などの関係者

地域の実態を把握
地域で解決困難な課題
道の施策化が必要なこと

〇〇圏域難病対策地域協議会

難病患者や慢性疾患児童等が生活する地域において、患者等と支援機関が共に参画する協議会を開催する。

- 患者の声を直接聞いてニーズを把握する
- 支援機関等が把握する課題等を共有する。
- 各機関の取組内容を共有する
- 連携による効果的な支援を検討する

構成員(設置主体:保健所)
患者、家族、医療、福祉、教育など、地域の関係者

連携推進会議

総合的な
地域課題の検討

在宅療養支
援計画策定・
評価委員会

個別支援とニーズ把握

介護保険や障
害者福祉に関
する協議会

福祉施策と連携

※「慢性疾患児童等地域支援協議会」は、「小児慢性特定疾病対策総合支援事業実施要綱」第2-2-(3)-⑤により、「難病対策協議会」等、類似する協議会において協議することは差し支えないものとされている。